

文化的多様性に対応した先駆的ソーシャルワーク教育

ーオーストラリアとニュージーランドー

日本学術振興会特別研究員

日本社会事業大学大学院社会福祉学研究所

博士後期課程 ヴィラグ ヴィクトル VIRAG Viktor

I 背景

日本社会は文化的に多様化している。アイヌに代表される先住民族や在日コリアンのような旧植民地出身者及びその子孫に加え、難民と移住労働者の日本への移住や国際結婚とそれにおける出産によって文化的に多様な日本の住民が増加してきている。しかし、文化的に多様な人々ほどの社会でも周縁化されやすい。日本では、国際移住者やアイヌ民族について、全国平均より高い生活保護受給率や低い高校・大学進学率が挙げられる。また、これらの人々を取り巻く差別的な社会状況と国内の差別禁止法の欠如について国際連合が指摘している。

一方、ソーシャルワーク専門職は、文化的に多様な人々に対して倫理的責任がある。彼ら・彼女らが抱える人権と社会正義に関する問題の解決に向けた規定は国際的及び国内の倫理綱領などに設けられている。また、国際ソーシャルワーク学校連盟と国際ソーシャルワーカー連盟が制定しているソーシャルワーク教育のグローバル基準の中には、文化的多様性に関する9基準が含まれている。ただし、これを満たした国内基準は未だに存在しない。

II 意義

以上のように、国内のソーシャルワーカーは、社会問題を抱えやすい文化的に多様なクライアントを迎える可能性が以前より高くなってきている。また、周縁化された人々へのアウトリーチも必要である。いずれの場合も、異文化間のソーシャルワーク実践において、文化を尊重しながら、効果的かつ文化的に適切に対応する倫理上の責任が

発生する。したがって、該当するグローバル基準に沿った文化的多様性に関する国内のソーシャルワーク教育プログラムの開発・普及が必要である。

III 目的

本研究では、上記のような教育プログラムの開発に向けて、国内で参考になるソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準に沿った他国の先駆的な取り組みについて基礎的な知見を得ることを目的とした。

IV 方法

本研究の対象国として、オーストラリアとニュージーランドを設定した。大学におけるソーシャルワーク学士課程を中心に訪問調査を実施した。2012年2月上旬(豪)から中旬(新)までヴィクトリア大学、ニュー・サウス・ウェールズ大学、マッセー大学、オークランド大学を訪ねた。グローバル基準に対応する各国の学校認可基準及びそれらに基づくカリキュラムについて資料収集、具体的な授業内容及び教授法について関連科目の担当教員の聞き取りを行った。研究枠組みとして、グローバル基準の文化的多様性に関する以下の9項目を採用した。全文はVII付録に掲載している。

- 基準1 文化的多様性に関する教育経験の豊かさの確保
- 基準2 関連する教育目標の設定
- 基準3 関連する問題の実習内容における反映
- 基準4 学生の文化的な自己認識の機会の提供
- 基準5 学生の文化的な感受性の向上及び知識の増大
- 基準6 固定概念 (stereotype) と偏見の最小化及び差別の実践を通じた再生産の防止
- 基準7 学生の異文化間の関係構築及び処遇能力の保障
- 基準8 基本的人権の学習アプローチの保障
- 基準9 学生の自分自身を知る機会の提供

V 倫理的配慮

本研究は、方法として公開されている資料の収

集及び大学教員との聞き取りを主としており、予想される危害あるいは不利益が生じないため、特別な倫理的配慮の対象外である。

VI 結果

両国とも白人優先主義の長い歴史がある。ソーシャルワークにも大きな影響を及ぼす移民及び先住民族に対する人種差別的な白豪主義、あるいは白新主義の政策は、戦後段階的に緩和され、1970年代以降多文化主義に転換した。文化的多様性への対応に関しては、現在ソーシャルワーク教育でも、ソーシャルワーク実践でも積極的に取り組んでいる。倫理綱領や行動規範などの実践基準、また教育基準にも詳細な関連規定が存在する。学校認可基準では、異文化間カリキュラムについて、文化的力量（Cultural Competence）の考え方に基づいて規定している。文化的力量とは、異文化間場面において効果的に対応できる実践力である。単なる知識以前に、必ず認識を基盤としており、また専門的な技術（スキル）まで含む。それに沿って、例えばオーストラリアでは、学校認可に必要な異文化間のカリキュラム内容を以下の3領域に分けている。

a) 態度と価値

倫理綱領に基づいて

b) 知識

文化及び人種理論、文化的に安全で感受的な実践、国内の歴史的及び現代的な特定の異文化間の課題、国際的な異文化間の課題などの領域における知識

c) 技術

価値と知識を実用する能力、全てのクライアントに対する文化的に安全で感受的な実践力

上述の諸基準に基づき、各大学のソーシャルワーク学士カリキュラムも文化的多様性に関して多くの内容を含む。独立した関連必須科目や複数の選択科目の他に、幅広い研究・教育分野に文化的変数を取り入れ、ほとんどの科目において何らかの配慮をしている。特に文化的認識の要素に力を入れている。ワーカーの自分の文化に対する文

化的な自己認識（文化的アイデンティティ、価値観、信念などの自己覚知）及び文化の異なるクライアントに対する文化的な他者認識（偏見や差別意識などの態度の自覚、クライアントの文化・価値観・宗教の尊重）を促す教授法も普及している。従来型の講義形式の他に、様々な自己洞察や批判的内省を含む宿題と個別ワーク、当事者講師の招待あるいはコミュニティの訪問・見学、イベントへの参加などの課外プログラム、ディスカッション、体験ゲームなどの参加型学習法も積極的に活用されている。文化的知識に関しては、大学が置かれている地域の人口構成を考慮している。文化的技術については、ロールプレイの他に、実習契約における関連目標の設定によって実習教育にも含めている。そのなかで、社会正義の実現に向けて抑圧状態を改善する反差別的実践（Anti-Discriminatory Practice）あるいは反抑圧の実践（Anti-Oppressive Practice）の原則が基盤となっている。

VI 考察

グローバル基準における文化的多様性に関する9項目に照合して比較検討を行ったことから、各国のソーシャルワーク教育はどのように対応しているかを明らかにした。

基準1：文化的多様性に関する教育経験の豊かさの確保に向けて、独立した必須科目と複数の選択科目を設置し、またほぼ全科目においてある程度の配慮を行っている。基準2：関連する教育目標の設定において、大学の周辺地域の文化的人口構成及びニーズを考慮している。基準3：関連する問題の実習内容における反映については、実習契約に項目を設定している。基準4：学生の文化的な自己認識の機会の提供は、参加型学習と個別の批判的内省・自己洞察ワークの活用によって行われている。基準5：学生の文化的な感受性の向上及び知識の増大については、授業内容でカバーしている。基準6：固定概念と偏見の最小化及び差別の実践を通じた再生産の防止のためには、文化、差別などの構築主義的な概念理解と反差別

(抑圧) 的实践原則が重視されている。基準 7 : 学生の異文化間の関係構築及び処遇能力の保障に向けて、ロールプレイや実習指導で対応している。基準 8 : 基本的人権の学習アプローチの保障として、各国の倫理綱領などの積極的活用が挙げられる。基準 9 : 学生の自分自身を知る機会の提供においては、様々なアイデンティティの交差性(intersectionality)の考え方がベースとなっている。

VI 結論

本研究からは、グローバル基準に合った国内の文化的多様性に関するソーシャルワーク教育プログラムの確立に向けた今後の課題を以下の 8 点に整理した。

- ① 基本的人権及び倫理綱領に基づく文化的多様性に関する教育目標の設定
- ② 関連する独立した科目の導入
- ③ 他の研究・教育分野においても文化的変数、文化の内外的要因の考慮
- ④ 関連する問題について実習内容への取り入れ
- ⑤ 文化的な自己認識、感受性、知識、異文化間の関係構築及び処遇能力を促す参加型学習と批判的内省・自己洞察ワークの活用
- ⑥ 固定概念、偏見、差別の実践・教育を通じた再生産・強化を防止するために、ポスト・モダンのパラダイムの中で、社会的構築物としての文化、抑圧などの基礎的な関連概念の捉え方
- ⑦ 文化的多様性に起因する制度・構造的な外的要因(制度的差別、抑圧)の脱構築及び内的要因(内在かされた差別、抑圧)の脱学習に焦点を置く反差別(抑圧)的实践の検討
- ⑧ 文化的多様性に関するソーシャルワークの調査研究の促進

VII 付録

文化的および民族の多様性ならびにジェンダー包括性に関する基準

文化的および民族の多様性に関して、学校は下

記に向かって目指すべきである。

1. その課程における文化的および民族の多様性ならびにジェンダー分析を反映することによって、教育経験の豊かさを確保するために、調和的・継続的努力をすること。
2. 課程が、すべてのコース/モジュール方式へのメインストリーミングにより、そして/または分離したコース/モジュール方式により、文化的および民族の多様性、ならびにジェンダー分析に関して明瞭に表現された目標をもつことを保証すること。
3. 文化的および民族の多様性、ならびにジェンダー分析に関する問題が、課程の実習内容に現れていることを示すこと。
4. ソーシャルワーク学生が自分自身の個人的及び文化的価値、信念、伝統、偏見に関して自己認識できるような機会を提供し、これらが人々との関係を作る能力や多様な対象者グループと作業する能力に、いかに影響を与えているかを自覚する機会を与えられることを保障すること。
5. 文化的および民族の多様性、ならびにジェンダー分析についての感受性を高め、知識を増大すること。
6. グループの固定観念と偏見¹を最小にし、人種差別主義的な行動、政策、構造がソーシャルワーク実践を通して再現されないことを保証すること。
7. ソーシャルワーク学生が、人の文化的および民族的信念と志向にかかわらず、尊重と尊厳をもってすべての人との関係構築と処遇ができるようにすること。
8. 国際人権宣言、国連児童の権利条約(1989)、国連ウィーン宣言(1993)²などの国際的協定書に反映しているような基本的人権のアプローチを、ソーシャルワーク学生が学ぶことを保証する。
9. 課程は、ソーシャルワーク学生が、これから発達する力と領域であることを認識し、個人としても全体的な社会文化グループの一員と

しても自分自身を知る機会を与えられるよう保証すること。

- 1 文化的感受性は文化的コンピテント実践に役立つが、学校はグループ固定観念を強化する可能性を忘れてはならない。したがって、学校はソーシャルワーク学生が特定の人びとのグループについての知識をそのグループの中の個々の人に一般化する使い方をしてはならないことを保証するよう努めるべきである。学校はグループ内の差異と類似およびグループ間の差異と類似の両方に特に注目するべきである。
- 2 そのようなアプローチは、ある種の文化的信念、価値観、伝統が人びとの基本的人権を侵すところでは、建設的な対決と変化を促進する。文化は社会的に作られダイナミックであるので、脱構築と変化が必要となる。そのような建設的対決、脱構築、変化は、波長を合わせることで、文化的価値観、信念、伝統を理解すること、そしてより広い人権問題に対峙する文化的グループのメンバーと批判的で内省的な対話を行うことで促進される。

出典：ピシャンティ シューボール（国際ソーシャルワーク学校連盟の委員長）、デイヴィッド ジョーンズ（国際ソーシャルワーカー連盟の共同委員長）、岩崎浩三訳。（2004）

ソーシャルワークの教育及び養成のためのグローバル基準. 日本ソーシャルワーカー協会.

本稿は、日本社会事業大学・社会事業研究所の助成を受けた研究（平成23年度国際比較研究・先進国研究、代表：山口幸夫）の成果の一部を分析したものである。

報告書：ヴィラーク ヴィクトル. (2012) . 文化的多様性に対応した先駆的ソーシャルワーク教育：移民国家オーストラリアとニュージーランドの経験. 日本社会事業大学・社会事業研究所.

http://www.jcsw.ac.jp/kenkyu/documents/2011kyodo_yamaguchi_senshin.pdf

（詳しい参考文献リストなどの研究の詳細は本報告書を参照）